

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）373条及び法702条の8第1項の規定に基づく各差押処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に係る固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の各滞納金（内容は別紙1及び同2のとおりであり、別紙1の滞納金額内訳書兼督促状発付日一覧表記載の各滞納金を、以下「本件各滞納金1」といい、別紙2の滞納金額内訳書兼督促状発付日一覧表記載の各滞納金を、以下「本件各滞納金2」という。）を徴収するために、請求人に対して、別紙3の差押目録記載の請求人が所有する家屋（以下「本件家屋」という。）に対して行った差押処分（以下「本件差押処分1」という。）及び同差押目録記載の請求人が所有する本件土地1及び本件土地2（以下、併せて「本件各土地」という。）に対して行った差押処分（以下「本件差押処分2」といい、本件差押処分1と併せて「本件各処分」という。）について、それぞれその取消しを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね以下のとおりであり、これらのことから本件各処分の取消しを求めているものと解される。

全く予告なく本件各処分をされることは不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 6月 8日	諮問
平成30年 6月15日	請求人から主張書面の提出
平成30年 7月20日	審議（第23回第2部会）
平成30年 8月22日	審議（第24回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法373条1項1号及び702条の8第1項は、固定資産税等に係る滞納者が、督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、徴税吏員は、当該固定資産税等に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならぬとしている。

なお、上記法の各規定は訓示規定であり、督促状を発した日

から起算して10日を経過した日を過ぎて差押処分を行ったとしても、同処分は有効であると解される（徳島地方裁判所昭和30年12月27日判決同旨・行政事件裁判例集6巻12号2887頁）。

- (2) 法373条7項及び702条の8第1項は、固定資産税等に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法（以下「徴収法」という。）に規定する滞納処分の例によるとしている。

そして、徴収法68条1項は、不動産の差押は滞納者に対する差押書の送達により行うとし、同条2項は、1項の差押の効力は、その差押書が滞納者に送達された時に生ずるとし、同条3項は、不動産を差し押さえたときは、差押の登記を関係機関に囑託しなければならないとし、同条4項は、3項の差押の登記が差押書の送達前にされた場合には、2項の規定にかかわらず、その差押の登記がされた時に差押の効力が生ずるとしている。

- (3) 法20条の7は、民法423条（債権者の代位権）の規定は、地方団体の徴収金の徴収について準用するとしている。そして、納税者の特定の権利を代位行使することによって地方団体の特定の租税債権を保全し得る場合には、納税者の無資力を要件とせず代位権を行使することができることとされ、地方団体が、債権者代位権を行使するためには、納税者がその権利を行使していないこと、地方団体の徴収金の納期限が到来していることが要件となっている（「地方税法総則逐条解説」628頁及び629頁参照。平成25年12月24日発行、一般財団法人地方財務協会編）。

2 本件各処分について

- (1) 本件差押処分1

請求人が、別紙１の「滞納金額内訳書兼督促状発付日一覧表」記載の各年度分の固定資産税等の各納期限までに本件各滞納金１を完納しなかったことから、処分庁が、別紙１の上記一覧表記載のとおり、請求人に各督促状を発付したものの、請求人は、当該各督促状の発付をした日から起算して１０日を経過した日までに本件各滞納金１を完納しなかったことが認められる。

そのため、平成２９年３月２２日、処分庁は、本件各滞納金１を徴収するため、東京法務局〇〇出張所に対して、本件差押処分１に係る登記の嘱託を行い、当該登記がなされた後に、徴税吏員が請求人に対して本件差押処分１に係る差押書を交付送達したことが認められる。

したがって、本件差押処分１は、法令の定め（前述１）に則って行われており、違法又は不当な点は認められない。

(2) 本件差押処分２

請求人が登記所に対して本件各土地に係る被相続人の持分につき、自己への所有権移転登記の申請をしていないこと、請求人が別紙２の「滞納金額内訳書兼督促状発付日一覧表」記載の各年度分の固定資産税等の各納期限までに本件各滞納金２を完納しなかったことから、処分庁が、別紙２の上記一覧表記載のとおり、請求人に各督促状を発付したものの、請求人は、当該各督促状の発付をした日から起算して１０日を経過した日までに本件各滞納金２を完納しなかったことが認められる。

そのため、平成２９年５月１０日、処分庁は、本件各滞納金１及び本件各滞納金２を徴収するため、東京法務局〇〇出張所に対して、請求人に代位して本件各土地に係る相続を原因とする代位登記及び本件差押処分２に係る登記の嘱託をそれぞれ行い、当該各登記がなされた後に、徴税吏員が請求人に対して本件差押処分２に係る差押書を交付送達したことが認められる。

したがって、本件差押処分2は、法令の定め（前述1）に則って行われており、違法又は不当な点は認められない。

(3) 本件各処分

以上、上記(1)及び(2)のとおり、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は上記（第3）のとおり主張する。

しかし、処分庁が、本件各処分に先立ち、事前に請求人に対して本件各処分の予告等を行うことは、法令上、本件各処分を行うための要件とはされていないこと、また、上記2のとおり、本件各処分は法令の定め（前述1）に則り、適正に行われていることが認められることから、請求人の主張をもって本件各処分の取消理由とすることはできないというほかない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性の検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1ないし別紙3（略）